

広島大学教育学部の共催，協賛，後援又は協力名義の取扱いについて

広島大学教育学部（以下「本学部」という。）の共催，協賛，後援又は協力（以下「共催等」という。）名義については，以下のとおり取り扱うものとする。

（定義）

1 用語の定義

共催等の用語の定義は，次の各号のとおりとする。

- (1) 共催 団体等が主催する事業に，本学部が「主催する団体と同格」として，共同でその行事に責任をもって開催すること。
- (2) 協賛 後援と同義であるが，後援と比較して，その催しへの関与の程度が大きいもの
- (3) 後援 団体等が主催する事業について，本学部がその趣旨に賛同し応援・援助をすること。
- (4) 協力 団体等が主催する事業について，資料や場所を提供するなど，本学部がその行事に実際に協力すること。

（許可基準）

2 主催者

次の各号のいずれかに該当する団体が主催するものについて，本学部の共催等名義使用を許可することができる。

- (1) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体
- (2) 教育研究機関
- (3) 学術団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体並びに政治的団体を除く。）
- (5) その他前記各号に準ずると広島大学教育学部長（以下「学部長」という。）が認める団体

3 事業の内容

本研究科の目的・理念に沿う事業であって，次の各号に適合するものであること。

- (1) その目的が明らかに教育，科学技術・学術，スポーツ又は文化の振興・普及に寄与するもの
- (2) 営利を目的とせず，かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないもの

4 その他の審査基準

前記1及び2のほか，次の各号に十分留意すること。

- (1) 主催者の存在が明確であること。
- (2) 講習会又は講演会等にあつては，その講師が真に適当な人であること。
- (3) 事業を行うに当たって，事故防止及び公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。
- (4) 本学部は，当該事業に係る経費を一切負担しないこと。
- (5) 事業を行うに当たって，参加者等に生じた損害について本学部は賠償責任を負わないこと。
- (6) 本学部の名義を使用する期間は，一時的であること。

(申請)

5 許可の申請

使用許可の申請は、「共催等名義使用許可申請書」(別紙様式1)(以下「申請書」という。)によるものとする。ただし、申請書以外による申請であっても、申請書に定める各項目の内容が明記してある場合は、申請を受理することができるものとする。

(許可)

6 許可書の交付

申請を許可する場合は、申請者に対し「共催等名義使用許可書」(別紙様式2)を交付するものとする。

7 許可の条件

許可に当たり、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 申請の後、事業計画等に変更が生じたときは、直ちに本学部へ届け出るものとする。
- (2) 許可を受けた事業の実施に当たり、ポスター、パンフレットその他印刷物等を作成したときは、本学部へ1部提出するものとする。

(雑則)

8 許可の取消

次のいずれかに該当するときは、本学部の共催等名義使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他共催等名義使用が不相当であると認められる事態が判明したとき。

9 特例

本学部の各プログラム等が主催又は共催等する事業にあつては、共催等名義使用についての許可を要しない。ただし、「共催等名義使用届出書」(別紙様式3)により、事前に届け出るものとする。

10 この取扱いの解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、学部長が決定するものとする。